

新座市告示第 15 / 号

高齢者の医療の確保に関する法律第104条に規定する後期高齢者医療保険料の収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 / 日

新座市長 並 木



東京都文京区本郷三丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
代表取締役 角田 典彦